

新岡山学校給食センター（仮称）  
整備運営事業

特定事業の選定

令和5年6月 19 日

岡山市

## 目 次

第1 事業概要.....	1
1 事業名 .....	1
2 公共施設の管理者 .....	1
3 事業の目的 .....	1
4 事業の内容 .....	1
第2 市自らが本事業を実施する場合とP F I方式により実施する場合の評価.....	4
1 評価方法 .....	4
2 市の財政負担見込額による定量的評価 .....	4
3 P F I事業として実施することの定性的評価 .....	5
4 事業者とのリスク分担による評価 .....	5
5 総合評価 .....	6

## 第1 事業概要

### 1 事業名

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業

### 2 公共施設の管理者

岡山市長 大森 雅夫

### 3 事業の目的

岡山市（以下「市」という。）では、既存の給食施設の老朽化等の諸課題に対応するため、新岡山学校給食センター（仮称）（以下「本施設」という。）を整備することとしている。

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）は、本施設の整備・運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とする。

## 4 事業の内容

### (1) 施設概要

事業用地	岡山市中区海吉 1570 番地 1 ほか
敷地面積	約 8,000 m <sup>2</sup>
提供給食数	一日当たり最大 7,500 食
対象校	中学校 12 校

### (2) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

### (3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 2年
- イ 開業準備期間 2ヶ月
- ウ 維持管理・運営期間 15年

#### (4) 業務内容

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

##### ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 建築本体（建築物，建築附帯設備等）に係る設計業務
- (ウ) 建築設備・調理設備に係る設計業務
- (エ) 交付金申請等支援業務

##### イ 工事監理業務

##### ウ 建設業務

- (ア) 建設業務
- (イ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (ウ) 引渡し業務

##### エ 各種備品等調達業務

- (ア) コンテナ・食器食缶等調達業務
- (イ) 施設備品等調達業務

##### オ 開業準備業務

##### カ 維持管理業務

- (ア) 建築物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 附帯施設維持管理業務
- (エ) 調理設備維持管理業務
- (オ) コンテナ・食器食缶等維持管理業務
- (カ) 施設備品等維持管理業務
- (キ) 清掃業務
- (ク) 警備業務

##### キ 運營業務

- (ア) 食材検収補助・保管業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄業務
- (エ) 配送及び回収業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物等処理・保管業務
- (キ) 献立作成支援業務
- (ク) 食育支援業務
- (ケ) 広報支援業務
- (コ) その他運營業務に関する特記事項

※(ア)～(カ)の各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(参考) 市が実施する業務は、次のとおりとする。

ア 開業準備業務

(ア) 提出書類・進捗状況等の確認等

(イ) 配膳室整備業務

(ウ) 配膳室備品調達業務

イ 維持管理業務

(ア) 配膳室建築物・設備修繕及び更新業務

※日常の清掃・消毒作業は事業者で行う。

ウ 運營業務

(ア) 献立作成・栄養管理業務

(イ) 食材調達業務

(ウ) 食材検収業務

(エ) 調理指示業務

(オ) 検食業務

(カ) 食数調整業務

(キ) 食育業務

(ク) 広報業務（見学者対応含む。）

(ケ) 給食費徴収業務

## 第2 市自らが本事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

### 1 評価方法

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の手順により客観的評価を行った。

- (1) 市の財政負担見込額による定量的評価
- (2) PFI事業として実施することの定性的評価
- (3) 事業者に移転するリスクの評価
- (4) 上記による総合的評価

なお、市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2 市の財政負担見込額による定量的評価

#### (1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

市自らが本事業を実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算定にあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 市の財政負担見込額算定の主な前提条件

項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設整備費用（設計費，工事監理費，建設費，各種備品調達費等）</li> <li>②開業準備費用</li> <li>③維持管理及び運営費用</li> <li>④起債の償還に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サービスの対価〔施設整備費用（市自らが実施する場合と同一），開業準備費用，維持管理及び運営費用，建中金利，SPC経費等〕</li> <li>②事業者選定アドバイザー費用</li> <li>③モニタリング費用</li> <li>④起債の償還に要する費用</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設計・建設期間：2年</li> <li>②開業準備期間：2ヵ月</li> <li>③維持管理・運営期間：15年</li> <li>③割引率：1.1%</li> <li>④物価上昇率：考慮しない</li> <li>⑤リスク調整値：考慮しない</li> </ul>	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校施設環境改善交付金</li> <li>②起債 <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還期間 30年（元本据置5年）</li> <li>・元金均等償還</li> <li>・調達金利は，起債の近年動向を勘案して設定</li> </ul> </li> <li>③一般財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校施設環境改善交付金</li> <li>②起債 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市自らが実施する場合と同一</li> </ul> </li> <li>③一般財源</li> <li>④事業者の自己資金</li> </ul>

項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合
設計、工事 監理、建設 等に関する 費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績及び市場調査結果等を勘案して設定	市自らが実施する場合に比べて、民間事業者による創意工夫の発揮により、一定割合のコスト縮減が見込まれるものとして設定
維持管理、 運営に関する 費用	同規模・同用途の他事例の実績及び市場調査結果等を勘案して設定	同上

## (2) 財政負担見込額の比較

上記(1)の前提条件に基づいて、市自らが実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した結果は次のとおりである。

表 市自らが本事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の比較

項目	市自らが実施する場合	PFI事業として実施する場合	縮減値
財政負担見込額 (現在価値ベース)	非公表	非公表	非公表
指数	100.00	約 94.63	約 5.37

※財政負担見込額は、入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあることから非公表とする。

## 3 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

### (1) 学校給食サービス水準・品質の向上

学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運営業務等を民間事業者が一貫して実施することにより、事業全体の効率性や最適性を見据えたマネジメントが発揮されることになる。特に、運営企業の意向やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）を設計段階から最大限に反映させることができるようになるため、食の安全の確実かつ継続的な確保や市と連携した食育の推進など学校給食サービスの水準・品質の向上が期待できるとともに、調理員等に対する教育研修体制や各業務におけるセルフモニタリング体制の拡充等により、事業全体のリスク顕在化の未然防止を図ることが可能となる。

### (2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理によって過度な費用負担を抑制することが可能となる。

## 4 事業者とのリスク分担による評価

市が直接実施する場合に市が負担するリスクとして、備品等管理リスクなどがあり、PFI事業として実施する場合、それらのリスクの一部を事業者が負担し、事業者が有するリスク管理のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制や、顕在化した時の被害額の抑制が期待できる。

## 5 総合評価

本事業は、P F I 事業として実施することにより、市自らが実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約 5.37%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第7条の規定に基づき、特定事業として選定する。